



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴
(コード番号 1892 名証第2部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 郡司哲夫
(TEL. 052-961-3271)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議される予定です。

記

1. 変更の理由

社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

なお、定款第30条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第30条 当社は社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
<u>第30条～第46条</u> (条文省略)	<u>第31条～第47条</u> (現行どおり)

3. 変更の効力発生日

平成27年6月26日

以 上